

令和6年6月1日

建設工事等 入札・契約制度の留意事項

瀬戸内市総務部契約管財課

瀬戸内市が発注する建設工事及び測量業務、建設コンサルタント業務等に係る入札・契約制度の留意事項について、次のとおりお知らせします。

入札制度の見直し等について

1 建設工事

・総合評価落札方式の導入について

建設工事の一部について、**総合評価落札方式を令和6年度より導入します。**

・電子契約の導入について

電子契約を令和6年4月から導入しています。ご協力をお願いします。

詳細につきましては、瀬戸内市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.setouchi.lg.jp/soshiki/5/140591.html>

・請負代金内訳書における法定福利費の明示

令和6年6月1日以降に契約を締結する建設工事について、契約締結後、法定福利費を明示した請負代金内訳書を提出していただきますよう、お願いいたします。

詳細につきましては、瀬戸内市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.setouchi.lg.jp/soshiki/5/1370.html>

2 共通事項

・健康保険被保険者(写)提出時のマスキング処理について

個人情報保護の観点から、契約締結後に提出する書類等に保険証(写)を添付する場合は、あらかじめ保険証(写)の保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキングを施してから提出していただきますよう、お願いいたします。

【マスキング例】

健康保険	本人(被保険者)
被保険者証	平成〇年〇月〇日交付
記号	番号
氏名	〇〇〇〇
生年月日	昭和〇〇年〇月〇〇日 (二次元コード)
性別	〇
資格取得年月日	平成〇〇年〇月〇〇日
事業所名称	〇〇株式会社
保険者番号	〇〇〇〇
保険者名称	〇〇〇〇
保険者所在地	〇〇市〇〇区〇〇町〇〇
	印

マスキング処理をお願いします。

3 お知らせ

- ・随意契約(見積合わせ)時の書類交付方法の改良について

今後、インターネット上(入札参加資格申請で使用した「申請支援サービス」を利用するもの)で書類交付する方法を検討中です。詳細が決まりましたら別途ご案内いたします。

留意事項

1 制限付一般競争入札

(1)対象

- ・設計金額 2,000 万円(税込)以上の土木一式工事(橋梁上部工事等の特殊な工事を除く)
- ・設計金額 5,000 万円(税込)以上の上記以外の建設工事
 - ※緊急を要する場合その他市長が特に認めた場合は、この限りではありません。
 - ※設計金額 8,000 万円(税込)以上の土木一式工事・橋梁上部工事は、総合評価落札方式を実施します。
- ・瀬戸内市建設工事等入札指名委員会が決定した測量、建設コンサルタント業務等

(2)入札公告

①閲覧場所

- ・入札情報公開システム
- ・契約管財課窓口
- ・市役所本庁、各支所及び出張所掲示板

②共通事項

入札公告に共通する事項は「一般競争入札公告共通事項」【及び総合評価落札方式】に定めています。

(3)入札参加資格審査

事後審査方式。開札後、落札候補者に対して入札参加資格の確認を行います。

2 指名競争入札

(1)対象

- ・設計金額 2,000 万円(税込)未満の土木一式工事(橋梁上部工事等の特殊な工事を除く)
- ・設計金額 5,000 万円(税込)未満の上記以外の工事
 - ※緊急を要する場合その他市長が特に認めた場合は、この限りではありません。
- ・測量、建設コンサルタント業務

(2)指名通知

指名通知は、電子入札システムによってお知らせします。

(3)指名業者の公表

指名業者は、事後公表とし、落札決定後に入札情報公開システム及び契約管財課窓口で公表します。

3 電子入札

入札は、岡山県電子入札共同利用システム(以下「電子入札システム」という。)を利用した電子入札により実施します。

4 予定価格

(1) 建設工事

- ・設計金額 500 万円(税込)未満の競争入札については、予定価格を事前公表とします。
- ・設計金額 500 万円(税込)以上の競争入札については、予定価格を事後公表とします。

(2) 測量、建設コンサルタント業務等

競争入札については、予定価格を事後公表とします。

5 入札書の提出

電子入札システムに入札金額を登録することにより入札書を提出してください。また同時にくじ番号(「000」を除く任意の3桁の数字)の登録を行ってください。

6 入札の辞退

電子入札の辞退は、電子入札システムに辞退を登録することにより、行ってください。

なお、建設工事の競争入札で、技術者等の配置が困難な場合は、契約の締結ができないため、入札金額を登録するまでに、入札を辞退してください。

7 入札回数

入札回数は最大3回です。

予定価格事前公表の建設工事については、入札回数は1回です。

8 再度の入札

- ・再入札に参加することができる者は、1回目の入札に参加した者に限ります。
- ・再々入札に参加することができる者は、再入札に参加した者に限ります。
- ・再入札の入札受付締切日時は、原則開札日の午後1時、再々入札の入札受付締切日時は、原則同日の午後3時とし、締切後直ちに開札します。

9 落札可能届

・建設工事の電子入札で、同一日に複数の案件に応札する場合にあつて、配置可能な技術者等の数を超える件数の入札案件に応札する場合は、開札日の前日までに落札可能届(様式第 1 号)を提出してください。

・落札決定順は、再入札又は積算疑義申立手続き等によって、開札順とは異なる場合があります。
・落札可能届の提出がなく、落札者又は落札候補者となった後に、技術者等の不足を理由に落札者又は落札候補者を辞退した場合は、指名停止としますので注意してください。

10 入札金額の内訳書

建設工事の競争入札については、入札の際に、入札金額の内訳書の提出を求めています。ただし、第 2 回入札(再入札)及び第 3 回入札(再々入札)時の提出は必要ありません。

(1) 内訳書の様式

任意の様式で構いません。ただし、提出する内訳書には「工事名」「入札者名」を必ず記載して下さい。

(2) 無効又は失格

内訳書の提出がない入札は無効になります。また、記入漏れ等がある場合は、原則として当該内訳書を提出した者の入札を失格とします。

11 最低制限価格制度

競争入札については、最低制限価格を設定しています。(令和5年度から以下のように最低制限価格の計算式を見直しています。)

令和 5 年 6 月入札公告分から、建設工事における最低制限価格基準率を、**0.92**とする。

[最低制限価格算出式]

工事 : 最低制限価格(税抜) = 予定価格算出の基礎となった設計金額(税抜) ×
(最低制限価格基準率 - (0.004X + 0.0004Y)) <千円未満切り捨て>

X 及び Y は、0 から 9 までの 1 単位の変数

12 積算疑義申立手続(試行)

予定価格 500 万円(税込)以上の建設工事(公共建築工事(営繕工事及びその他これらに類する工事)等を除く)について、入札参加者は積算に係る疑義申立をすることができます。

13 契約締結

(1) 契約関係書類の交付(電子契約)

落札者となった場合は、早めに電子契約利用申出の手続きをお願いします。(紙書類の契約締結をご希望の場合は、ご相談ください。)

(2) 契約関係書類の作成

落札決定した日から 14 日以内に書類を作成し、契約管財課へメール等で提出してください。

(3) 契約保証関係

契約を締結しようとするときは、請負者は契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付しなければなりません。

現金での契約保証金の納付を希望される場合は、納付書を併せてお渡しする必要がありますので、電子契約利用申出の手続きの際に入力してください。

14 建設工事における技術者等

(1) 現場代理人

市の発注する建設工事においては、請負者は、現場代理人を設置しなければなりません。

(2) 監理技術者等

建設工事においては、請負者は、建設業法に定める主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐(以下、「監理技術者等」という。)を設置しなければなりません。

- ・監理技術者等は、工事を請け負った建設業者との直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを要件とします。

- ・監理技術者等については、所属建設業者から入札の申込のあった日(指名競争に付す場合であって、入札の申込を伴わないものにあっては入札の執行日、随意契約による場合にあっては見積書の提出のあった日)以前に 3 ヶ月以上の雇用関係にあることが必要です。

- ・恒常的な雇用関係については、監理技術者資格者証の交付年月日若しくは変更履歴又は健康保険証の交付年月日等により確認をします。

- ・工事一件の請負金額(税込)4,000 万円(建築一式工事の場合は 8,000 万円)以上のものについては、工事の安全かつ適正な施工を確保するため、工事現場毎に専任の監理技術者等を置かなければなりません。なお、専任の技術者の設置は下請工事であっても必要です。

- ・一人の技術者等が同一工事の現場代理人と監理技術者等を兼務することは可能です。

- ・下請金額の合計が 4,500 万円(建築一式工事の場合は 7,000 万円)以上の工事を発注する場合については、特定建設業の許可が必要になります。

- ・下請金額の合計が 4,500 万円(建築一式工事の場合は 7,000 万円)以上となる場合については、工事現場に監理技術者又は特例監理技術者を設置しなければなりません。

(3) 工事外注計画と下請契約の予定額

工事外注計画としては受注前に立案される概略のものから、着手時における詳細なものまで考えられます。適宜計画を作成し、下請負の予定額が 4,500 万円(建築一式工事の場合 7,000 万円)以上となるか否かを把握し、監理技術者等の設置の要否を判断してください。

(4) 営業所の専任技術者

営業所における専任の技術者は、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められています。原則として工事現場に設置(技術者や一般作業員としても)することはできません。

(注)特例として、当該営業所において請負契約が締結された建設工事であって、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事する程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあるものについては、当該営業所において営業所専任技術者である者が、当該工事の現場における監理技術者等となった場合についても、「営業所に常勤して専らその職務に従事」しているものとして取扱うこととされていますが、これは例外的に承認されることなので留意してください。

- ・「瀬戸内市発注工事における現場代理人取扱要領」に基づき、営業所の専任技術者は現場代理人になれません。
- ・請負金額(税込)4,000万円(建築一式工事の場合8,000万円)未満の場合、専任を要しない工事の主任技術者になることは特例として可能です。
- ・請負金額(税込)4,000万円(建築一式工事の場合8,000万円)以上の場合、専任を要する工事の監理技術者等にはなれません。

(5) 下水道工事の推進工事技士

下水道工事において推進工事作業中は、推進工事技士の資格を有する者(元請又は下請を問わない)を現場に常駐配置してください。

15 前金払等

(1) 前金払

- ・建設工事については、請負代金額の10分の4以内とします。
- ・測量、建設コンサルタント業務については、請負代金額の10分の3以内とします。

(2) 部分払

建設工事については、工事の完了前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、部分払を請求することができます。

部分払の回数は、以下に掲げる回数の範囲内において行なうものとし、部分払の回数は、毎月一回をこえることはできません。

① 水道事業以外の工事

- 一 請負金額が500万円未満までの工事 一回
- 二 請負金額が500万円以上1,500万円未満までの工事 二回
- 三 請負金額が1,500万円以上3,000万円未満までの工事 三回
- 四 請負金額が3,000万円以上6,000万円未満までの工事 四回
- 五 請負金額が6,000万円以上の工事 五回

以降、6,000 万円に 6,000 万円を増すごとに五回に一回を加えた回数

②水道事業の工事

- 一 請負金額が 130 万円以上 1,000 万円未満までの工事 一回
- 二 請負金額が 1,000 万円以上 5,000 万円未満までの工事 二回
- 三 請負金額が 5,000 万円以上の工事 三回

(3) 中間前金払

請負代金額が 1,000 万円以上の建設工事は、部分払に代えて中間前金払を選択することができます。

※中間前金払とは、工事着手時に支払う請負代金額の 10 分の 4 以内の前払金に加えて、工事の中間段階にさらに請負代金額の 10 分の 2 以内を前払金として支払うものであり、受注者は前払金として請負代金額の最大 10 分の 6 まで受け取ることができる制度です。

16 建設工事における成績評定及び通知について

平成 29 年 6 月 1 日以降(令和 3 年 1 月 1 日改定)にしゅん功検査を行った建設工事(評定を省略する工事を除く当初の請負代金額が 500 万円以上の工事)について、工事成績評定結果を通知しています。

・成績評定要領及び通知要領

瀬戸内市ホームページ「ホーム→しごと・産業→入札・契約→入札・契約・工事等関係のお知らせ」及び「ホーム→しごと・産業→入札・契約→入札・契約・工事等関係例規」に掲載しています。

今後、公共建築工事(営繕工事及びその他これらに類する工事)についても、成績評定及び通知を導入する予定にしています。

17 社会保険等未加入対策

社会保険等未加入建設業者(建設業許可を有する者に限る)を相手方として下請契約を締結することについて、二次下請以降も当該下請契約の請負代金総額にかかわらず、原則禁止しています。

18 入札参加資格審査

毎年 1 月から 2 月に入札参加資格審査申請の受付を行っています。建設工事等の入札に参加するためには、入札参加資格審査申請書を提出し、入札参加資格者名簿に登載される必要があります。名簿の有効期間は、6 月 1 日から翌年の 5 月 31 日までです。

19 変更届

・既に申請済の入札参加資格審査申請書の内容が変更となった場合は、関係書類(資格証明等)

の写しを添付のうえ、必ず変更届を提出してください

・変更届が提出されていない場合、指名停止基準に基づき指名停止となることがありますので注意してください。

20 市内の支店または営業所の取扱いについて

市内の支店または営業所は準市内業者とし、市内に本社がある業者とは異なる取扱いとします。

21 水道配水用ポリエチレン管工事に係る入札参加資格要件

配水管布設工事のうち水道配水用ポリエチレン管工事に入札参加を希望する者は、配水用ポリエチレンパイプシステム協会の主催する施工講習を受講した者が在籍していることを資格要件としています。

22 管更生工事の配置技術者(元請業者)に必要な施工管理資格要件

配置技術者(元請業者)の施工管理資格は、土木一式工事で求められる資格のほか、一般社団法人日本管路更生工法品質確保協会の下水道管路更生管理技士資格またはこれと同等以上の資格を有することとします。

なお、同等以上の資格とは、以下のとおりです。

- ・公益社団法人 日本下水道管路管理業協会「下水道管路管理専門技士(修繕・改築部門)」
- ・一般社団法人 日本管更生技術協会「下水道管きよ更生施工管理技士」

23 工事書類等

瀬戸内市ホームページ内の「入札・契約・工事関係様式」のページに、入札等に必要な様式のうち市で策定しているものを掲載しています。

市発注工事の大半は、国土交通省や岡山県の共通仕様書に準じているため、土木工事で主に準用している「岡山県土木工事共通仕様書」及び公共建築工事で主に準用している「公共建築(改修)工事標準仕様書」のホームページをご案内しますので、各仕様書を参考に必要書類を作成してください。

24 現場施工体制確認

請負者による適切な施工体制の確保は、公共工事の品質確保の前提となるものであり、さらに、建設工事の施工に携わる技術者の役割は非常に重要であることから、「現場施工体制確認の実施要領」及び「現場施工体制確認の処理要領」により取り扱うこととします。

25 工事現場の安全管理

工事現場の安全管理措置が不適切であり、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害

を与えたと認められるとき、工事関係者に死亡者や負傷者を生じさせたと認められるとき等、指名停止基準に該当する場合は指名停止となりますので、工事現場の安全管理の徹底に努めてください。

26 市発注工事の工事看板への市マスコット「セットちゃん」の使用について

岡山県土木工事共通仕様書等の保安施設設置基準に準じている工事では、「ももっち・うらっち」の部分を瀬戸内市マスコット「セットちゃん」に変更したものを使用することができます。一定のデザインについては、申請及び承認の手続きが不要になっていますので、下記のホームページを参考にしてください。

瀬戸内市ホームページ「ホーム→市政情報→瀬戸内市の概要→瀬戸内市の紹介→セットちゃんの部屋」